

ありがとう。わが母校

「閉校記念シリーズ」ありがとう。わが母校」。

最終回となる今回は、3月31日をもって閉校した本渡地区の亀場、柗宇土、宮地岳、下浦第一、金焼の5つの小学校のあゆみのほか、在校生や卒業生、関係者の皆さんに、母校に寄せる思いなどを語っていただきました。

なお、4月1日から、亀場、柗宇土、宮地岳の3校は亀場小学校の校舎で、亀川小学校として、下浦第一、金焼の2校は下浦第一小学校の校舎で、本渡東小学校としてスタートします。

知っていますか?

春の全国交通安全運動 4月6日(金)～同15日(日)



自転車交通のルール

「春の全国交通安全運動」が、4月6日(金)から同15日(日)まで行われます。今回は、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本にして、●自転車の安全利用の推進●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底●飲酒運転の根絶、が重点目標です。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

そこで今号では、自転車交通のルールについてご紹介します。

自転車は車やバイクなどの車両のひとつ「軽車両」と規定されています

1 自転車の通行は車道が原則、歩道は例外

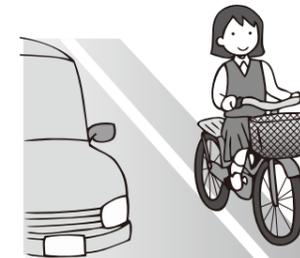
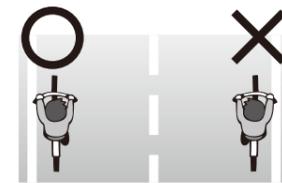
ただし、次の場合は歩道を通ることができます。

- ◆「通行可」の標識・標示があるとき。
- ◆13歳未満の子ども・70歳以上の人・車道の通行に支障がある身体障害者が運転しているとき。
- ◆車道の通行が危険なとき。



2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



3 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は徐行（すぐに停止できる速度で通行すること）し、また、歩行者の通行を妨げるときは一時停止をしなければなりません。

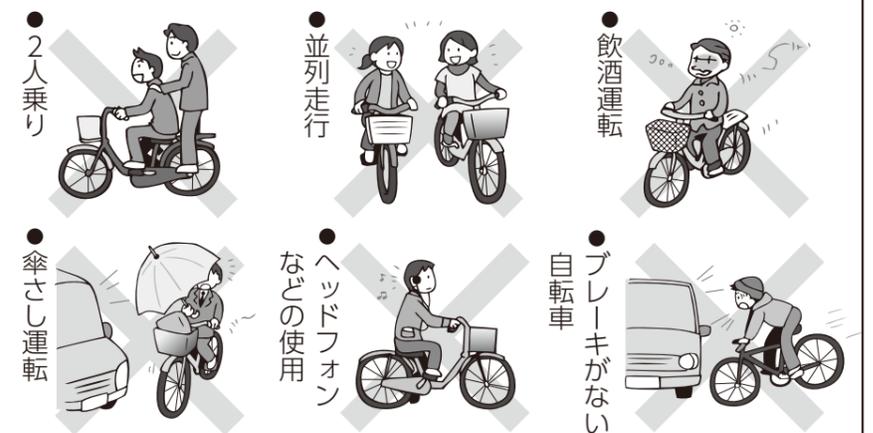


子どもにはヘルメットの着用を!

子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。



次のような自転車通行は禁止!



【問い合わせ先】本庁・防災交通課 ☎1111内線1233